

野州市議会基本条例の見直しについて

～市議会広報・広聴機能の充実について～ （まとめ）

1 現状認識及び今後の課題

野州市議会基本条例第8条第2項に「議会は、市民の多様な意見及び提言を把握し、政策立案その他の活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。」とあり、また第19条には「議会は、市政に関する重要な情報を議会独自の視点から、常に市民に対し公表し、市民からの意見、要望等を取り上げ、並びにその内容及び対応について定期的に市民に周知するよう努めるものとする。」とし、市民とともに考える議会及び議会の広報の充実について規定している。

これに対して現状の市議会として活動としては、市民懇談会にあっては市民の参加が少なかったこと等から休止状態にあり、出前懇談会も開催数としては少ない現状である。

課題としては、議会基本条例の趣旨にのっとり、議会としての活動の弱い部分、いわゆる「議会活動としてできていない部分」を補っていく必要があり、また市民懇談会の休止の反省などから、開催手法については工夫し、市民とともにある議会として広報・広聴活動の充実が必要であるという共通認識がされた。

2 委員から意見

広聴活動について

- ・個人としての議員としての活動は、それぞれされているが議会としての広聴活動の充実が必要である。
- ・市民懇談会が実施されていたが、反省に立って、開催については工夫し、先ずはやってみるということで提案する。そこから反省点も出てくる。積み重ねることも大切である。小さいことから進めることも大切である。
- ・議会としての活動としては、先進事例に学ぶ、良い事例から学ぶことが大切であり、先進の街をこの委員会が訪れて、教示を受け、持ち帰り、活かしていく手法があるが、常任委員会をはじめ特別委員会においても実施できない状況もあり、残念に思う。
- ・街宣活動の際に市民の方から問題提起がある。あまりかたちにとらわれない懇談会が開催できたらと思う。
- ・コロナ禍ではあるが、オンライン対応した形で開催してはどうか。先ずはやってみては、コロナ禍でできることをやってみてはどうか。
- ・西脇市議会で議会と語ろう会や議会カフェのようなものなど先進事例に学ぶ必要がある。
- ・議会報告会をしていたが、効果がない参加人数少ない。市議会として市民と話す機会が少なくなっている。声を聴く場が少なくなっている。先ずは踏み出すことが大切である。コロナ禍で開催が困難な状況もあり、開催手法につ

いて工夫検討が必要である。

- ・「広く聞き、広く伝える。」「公で聞き、公で伝える。」ことも大切である。議会として市民からの意見を聞く、様々な立場の者が一緒に聞く、同じ市民の方からの一つの意見・相談であっても複数の議員が聞くことによって捉え方も違って来る。その違った捉え方を委員会に持ち帰り、議論しることにより、意見の政策への反映の仕方も違ってきて、そこに期待できるものがある。
- ・「正しく伝えて、しっかり聴く」これに尽きるが、各議員の活動もあるが、市議会全体の活動もある。執行部からの提出議案の審議も大切である、一方市議会としての広報広聴活動、情報発信も同様に重要な取り組みである。議会として市民の声を聴き、所管する常任委員会で調査し、市議会としての政策提案につなげる。
- ・議会報告会をイベント的に開催するのではなく、その後どうなったのか、市民に返していく仕組みづくりも大切である。
- ・広聴については、直接市民の方々から意見を聴くとなれば、議員自ら意見を聞く、足で稼ぐことが大切である。

広報活動について

- ・現状、市議会の広報活動として、市議会だよりの発行及びインターネット配信を行っているが、現状をどのように認識しているのか。
- ・地方議会としての広報活動となると議会だよりの更なる充実のために皆さんから意見を聞くことが大切である。

3 広報広聴活動の充実策について

- ・議会だよりでお知らせし、3 常任委員会の代表の方、委員長である必要はないが定例会 4 回の中で報告していただいて、市民の方からの声を報告してもらおう。
- ・コロナが落ち着けば対面もあるが、ZOOM 会議で 40 分無料でされています。オンライン対応した形で、先ずはやってみる。リモートになれることも大切。
- ・市議会としてテーマをしぼ絞って、報告会の相手方を関係団体にしぼって、議会報告会を開催する。
- ・行政懇談会が各学区ごとに開催されているが、以前は議員も参加していたが、7 学区の代表者の方を対象に、議会からの報告（お知らせ）を行い、その後学区の代表者の方からご意見を頂戴する手法を提案する。ざっくりばらんな雰囲気話し合いをしましょうという進め方が望まれる。
- ・市民と議会とのやり取りの場がない状態なので、学区の中で議員の考え方が違う場合もありますが、執行部と実施しているような、行政懇談会のようなやり取りの場を議会としても実施する。やり取りの場を立ち上げる提案をする。
- ・広聴活動については、議会が市民の方の声を聞き取りに行き、開催する手法と市民の方に来ていただいて、意見を聞き進めていく手法が考えられる。
- ・テーマを設けて市民の方の意見をお聞きし、それを議員に配布し、討議の結

果を市民の方にお返しする手法もある。

- ・地方議会は国会と違い限られた予算の中で、実施しなければならない。まずは、何かすべきであるとの意見で、共通認識されているが、行政懇談会が出てきた意見を取り上げて開催することも可能である。
- ・高い理想を求めることも良いが、踏む出すためのステップとして、どうしたやり方ができるかできるかの議論が必要であり、その手法として、自治会長に聞いてみる。議会との懇談会の開催テーマについて行政懇談会に出たテーマの中から開催していく手法を提案する。
- ・色々な手法があるが、4月から自治会の役員が交替なされる。自治会長は月に5回以上の会議に参加される。自治会の中で、議会との懇談について、何でも言いあえる投げかけをしてもらって、知ってもらえるように投げかけてもらい、参加してもらえるムードづくりも大切である。

4 留意事項

- ・市民からは困りごと相談が多く、担当課につなぐことなど、困りごとについては公に出せないこともあるので留意が必要である。
- ・過去には学区の課題について話し合いを持って、その地区の議員が同じ考えを持っておられる場合は良いが、議員の考え方が違う場合、参加された方が意見が言いにくくなる。
- ・人間関係も悪くなり、それが非常に難しいところである。よって、国会議員はやってないし、それぞれの政党活動として実施している。県会議員も野洲市で一緒にやってないし、結局のところそれぞれの考え方、スタイルにあわす形で開催されている。政党活動・会派活動になりがちである。
- ・実際に開催していこうとなると人・物・金がそろわないと難しい。執行部は数百人の職員がいて、議会は数名の議会事務局職員で実施することとなる。アメリカは議員数の1/3程度のスタッフがいる。日本のスタイルと政治のシステムの違いが明らかになっている。